

49 明治十六年十一月内達の入学禁止生徒解禁後採用の儀伺

〔明治十七年六月〕

(注記1)
專第三百二十三号

(注記2)

(注記3)

(注記4) 明治十六年十一月五日 御内達の儀ニ付伺

当省所轄官立学校学生生徒及公立学校生徒ニシテ怠惰不品行其他犯罪ニ係リ退学セシメ候者之内文部卿ニ於テ官公私立ノ学校へ入学ヲ禁止シタル者ハ其退学ノ日ヨリ滿三ケ年ヲ經過セサレハ採用スベカラサル旨客年十一月中御内達有之候処右ハ入学禁止中ノ者ハ併セテ三ケ年間採用ヲモ差止メラレ以テ入学禁止ノ処分ニ更ニ一層ノ重キヲ加ヘシムル儀ニテ畢竟学生生徒懲戒上ヨリ起ルモノニ可有之候ヘハ若シ退学後三ケ年以内ニ於テ改悛之状十分相顕ハレ特ニ入学解禁致候者有之場合ニ於テハ既ニ其懲戒ヲ了リタルモノニテ採用御差止之儀モ從テ相解ケ候儀ト心得可然哉為念相伺候条至急御指揮相成度候也

(注記5)

(注記6)

明治十七年五月廿四日

文部卿 大木喬任

左大臣 熾仁親王殿

伺ノ通

明治十七年六月六日

(注記9) 明治十七年六月二日

(注記7)

(注記8)

大臣 花押 (有柄川)
主管参議 (福岡)

内閣書記官 (釜井)
(谷森)

文部省伺明治十六年十一月五日御内達之事

明治十七年六月二日

(注記10)

第二局 印

別紙文部省伺明治十六年十一月五日御内達云々ノ件ハ該省ニ於テ入学解禁致候者ハ採用差止モ亦被相解可然義卜存候間左ノ通御指令相成可然哉仰高裁候也

御指令案

伺ノ通

明治十七年六月六日

(山田)

(注記6)

「甲二九」

(注記7)

「文甲二九号」

(注記8)

(廣見)

(注記9)

「済」

(注記10)

「太政官第二局第二六号」

(注記11)

(長久保)

(注記1)

「太政官第二局第二六号ノ五月廿六日ノ太政官第二局受付(應見)」

(注記2)

(谷森)

(注記3)

(長久保)

(注記4)

「第二局」

(注記5)

「二」(簿册内件名番号)

「明治十七年 公文録 文部省 自一月至六月全」
2A, 10, ⑤3771